

介護予防・生活支援サービス事業の内容

介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援ニーズに応えるため、従来の介護保険における介護予防サービスの訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、民間事業者、ボランティアを含めた多様な担い手による訪問サービス、通所サービス等を提供します。

対象者

- ・要支援1・2の方
- ・生活機能チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判断された方（以下「事業対象者」といいます。）

利用者負担

サービスの費用（※）の1割～3割を負担していただきます。

1割～3割の負担割合は、介護保険制度のサービス利用における所得に応じた負担割合と同じです。サービスを利用する際は、サービス提供事業所等に、介護保険の被保険者証とあわせて「負担割合証」をお見せください。

※サービスごとに定める「単位」に1単位あたりの「単価」をかけた額が、サービスの費用となります。

◆サービスの利用限度◆

介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスと通所サービスには、利用できるサービスの限度があります。限度を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担になります。

区 分	利用限度（1月あたり）	1月あたりの利用負担 （1割負担の場合）
要支援1・事業対象者	5,032単位	5,032円
要支援2	10,531単位	10,531円

※利用限度は、利用した各サービスの合計単位で判断します。

※要支援1・2の方が、訪問看護等の介護予防サービスもあわせて利用された場合は、介護予防サービス利用分も含めた合計単位で判断します。

訪問型サービス

1月（1回）あたりの利用者負担は一例です。利用するサービスや事業所の状況により各種加算などが生じますので、実際の額は状況によって異なります。

訪問介護相当サービス（従前相当サービス）

従来の介護保険における介護予防サービスの訪問介護と同様のサービスとして、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を図る観点から、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援のサービスを提供します。

◆利用者負担の目安◆

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの利用者負担 （1割負担の場合）
週1回	1, 176単位	1, 176円
週2回	2, 349単位	2, 349円
週2回超	3, 727単位	3, 727円

訪問型基準緩和サービス（訪問型サービスA）

事業所に所属するホームヘルパーに加え、「敦賀市基準緩和サービス研修」の修了者等がご自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯等の生活支援のサービスを提供します。

◆利用者負担の目安◆

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの利用者負担 （1割負担の場合）
週1回	805単位	805円
週2回	1, 610単位	1, 610円
週2回超	2, 415単位	2, 415円

訪問型短期予防サービス（訪問型サービスC）

リハビリ専門職が自宅を訪問し、自宅での生活動作や環境を把握し、日常生活動作等の改善に向けた支援を行います。

訪問型短期予防サービスは、通所型短期予防サービス利用者のみ利用できます。

◆利用者負担の目安◆

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの利用者負担 （1割負担の場合）
初回	302単位	302円
2回目～7回目	151単位	151円

通所型サービス

1月あたりの利用者負担は一例です。利用するサービスや事業所の状況により各種加算などが生じますので、実際の額は状況によって異なります。

通所介護相当サービス（従前相当サービス）

従来の介護保険における介護予防サービスの通所介護と同様のサービスとして、デイサービスセンター等の施設において、入浴や食事その他の日常生活に必要なサービスを提供します。

◆利用者負担の目安◆

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの利用者負担 (1割負担の場合)
週1回	1,798単位	1,798円
週2回	3,621単位	3,621円

通所型基準緩和サービス（通所型サービスA）

デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指します。

◆利用者負担の目安◆ ※ サービスの中に「入浴」は含まれません。

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの利用者負担 (1割負担の場合)
月4回	1,361単位	1,361円
月8回	2,676単位	2,676円

※送迎をしない場合の減算

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの減算額 (1割負担の場合)
片道1回	-47単位	-47円

通所型短期予防サービス（通所型サービスC）

デイサービスセンター等において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を実施します。(週2回、最長6か月間利用できます。)

通所型短期予防サービス利用者は、訪問型短期予防サービス以外は利用できません。

◆利用者負担の目安◆ ※ サービスの中に「入浴」は含まれません。

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの利用者負担 (1割負担の場合)
月8回	2,999単位	2,999円

※送迎をしない場合の減算

利用頻度	1月あたりの単位	1月あたりの減算額 (1割負担の場合)
片道1回	-47単位	-47円

サービス利用にかかる負担の軽減制度

低所得の方などは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときに、次のような負担軽減の制度があります。

詳しい内容や申請につきましては市役所長寿健康課へお問い合わせください。

高額介護予防サービス費相当事業

同じ世帯のご利用者が、同じ月に利用した介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の合計額が一定の限度額を超えたときは、超えた分が支給されます。

<対象サービス>

- ・訪問介護相当サービス、訪問型基準緩和サービス、訪問型短期予防サービス
- ・通所介護相当サービス、通所型基準緩和サービス、通所型短期予防サービス

<負担限度額（月額）>

利用者負担限度額は、高額介護サービス費と同様です。

高額医療合算介護予防サービス費相当事業

同一世帯内で介護保険と国保等の医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が一定の限度額を超えたときは、超えた分が支給されます。

<対象サービス>

- ・訪問介護相当サービス、訪問型基準緩和サービス、訪問型短期予防サービス
- ・通所介護相当サービス、通所型基準緩和サービス、通所型短期予防サービス

<世帯の負担限度額（年額）>

世帯の負担限度額は、高額医療合算介護サービス費と同様です。

社会福祉法人による利用者負担軽減事業

市民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方について、社会福祉法人の提供するサービスの利用者負担を軽減する制度です。

<対象サービス>

- ・訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス

敦賀市介護保険居宅サービス等利用者負担軽減事業

市民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方について、訪問・通所等、居宅サービスの利用者負担を軽減する制度です。

<対象サービス>

- ・訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス